

第3章 自然と人との共生

第3章では、私たちの生活の基盤であり、県民共有の貴重な財産である自然環境の保全や自然に配慮した行動をとることができる人の育成など、自然と人との共生に関することについてまとめています。

現状と課題

本県は、日本海から高山植物が生育する白山まで、多様性に富んだ豊かな自然環境に恵まれており、これらの自然は将来世代に引き継ぐべき貴重な財産です。

しかしながら、開発や里山の荒廃などによる希少な動植物の生息地や個体数の減少、生物多様性の低下、野生鳥獣や外来種による農林水産業や人身被害の増大など、自然と人とのよりよい関係を維持していくうえで解決すべき課題が多くあります。

また、自然に対する関心と理解を深めるため、子どもをはじめ県民の自然とのふれあいの機会を増やすことも重要な課題です。

第1節 地域の特性に応じた自然環境の保全

石川県は、本州中央の日本海側に位置し、総延長約580kmにおよぶ長い海岸地域から、高山帯を有する標高2,702mの白山まで、多様な自然環境に恵まれています。また、対馬海流の影響を受ける比較的温暖な気候と多雪により、狭い面積（4,185km²）ながら、わが国で記録されている約6,000種の植物のうち3分の1の種が生育

するなど、生物多様性の高いことが特徴です。

このような自然を適切に保全し、持続的に利用していくには、地域の特性に応じた保護や管理を行っていく必要があります。

- 1 自然環境保全地域の指定と適切な保護管理の推進 <自然保護課>
自然は限りある資源であり、適切な保全と持続的な有効利用を図っていく必要があります。

表1 石川県自然環境保全地域一覧

(平成19年3月末現在)

地域名	面積 (ha)	特別地区		普通地区 (ha)	主要保護対象	所在市町名	指定年月日
		野生動植物保護地区 (ha)	その他(ha)				
杉ノ水	190.2	-	86.7	103.5	トチノキ・サワグルミ林、ブナ林と動物相	加賀市	昭和51・10・8
うつ打	5.0	5.0	-	-	ヒノキアスナロ(アテ)の天然林	珠洲市	
菊水	6.0	-	-	6.0	低山地に残されたブナ自然林	金沢市	
犀川源流	811.5	-	811.5	-	ブナ林、ダケカンバ林と豊かな動物相	金沢市	53・3・31
唐島	1.0	-	-	1.0	タブノキ、ヤブツバキの天然林	七尾市	
かなが観音下	2.0	-	-	2.0	標高70~150mにわたるスダジイ林	小松市	
鈴ヶ岳	34.8	-	34.8	-	樹齢の高いブナの天然林	小松市	55・10・28
計(7地域)	1,050.5	5.0	933.0	112.5			

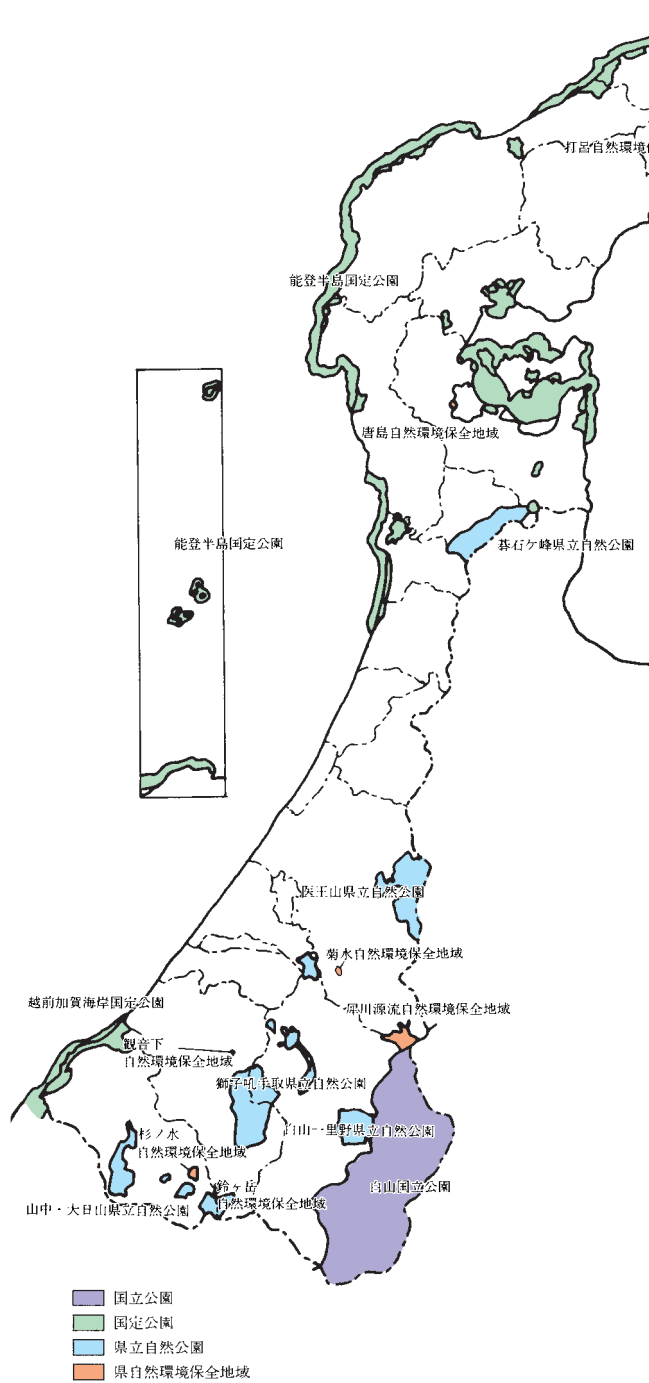


図1 自然公園と自然環境保全地域の指定現況図
(平成19年3月末現在)

自然公園と自然環境保全地域の指定面積と県土面積に占める構成比

(上段：ha、下段：%)

	県土面積	自然公園	県自然環境保全地域
石川県	418,537	52,494 (12.5%)	1,051 (0.3%)
富山県	424,700	119,754 (28.2%)	624 (0.1%)
福井県	418,922	61,432 (14.7%)	273 (0.1%)
全国	37,790,697	5,370,861 (14.2%)	76,333 (0.2%)

(平成19年3月末現在)

すぐれた自然環境や自然景観をもつ地域、野生鳥獣の良好な生息地、貴重な動植物や地形地質の分布する地域などを優先的に保護していくため、自然公園、県自然環境保全地域、鳥獣保護区が指定されています。

県自然環境保全地域は、天然林や動植物等が良好な状態を維持している地域等、県土のすぐれた自然環境を県民共有の財産として保護し、将来に継承することを目的として石川県自然環

境保全条例（現ふるさと環境条例）に基づき指定したものです。石川県における指定地域は、表1及び図1のとおりです。

なお、指定地域内では、木竹の伐採や工作物の設置等の行為が規制され、知事の許可を得なければ行うことができません。県では、優れた自然を優先的に保護するため、適切な管理に努めることにしています。

2 自然公園の指定と適切な保護管理の推進

< 自然保護課 >

自然公園とは、自然の美しい景観地を保護しつつ、野外レクリエーションや休養、自然教育の場として利用することを目的に、自然公園法及び県立自然公園条例（現ふるさと環境条例）に基づき指定する公園で、石川県には、現在一つの国立公園と二つの国定公園、そして五つの県立自然公園があります（表2）。

(1) 指定地域の現況調査

国土が狭く、古くから人々が生活を営んでき

た我が国では、自然公園の指定地域は、公有地だけでなく、私有地も多く含まれることがふつうであり、設置者がその権原を必ずしも有していないことが、都市公園などとの大きな違いです。

自然公園の優れた風致景観を保護するため、公園内における一定の行為については、自然公園法又はふるさと環境条例の規定による許可の申請又は届出が必要です。過去3か年の許可等の処理状況は表3のとおりです。

県では、環境省（自然保護官）や市町、また、自然公園指導員等とも連携し、公園区域の現況を把握するための調査を実施しています。

表2 石川県自然公園一覧

（平成19年3月末現在）

公園名	指定年月日 (変更 ")	面積 (ha) (石川県分)	関係県	関係市町	興味地点
白 国 立 公 園	昭和 37.11.12 (昭和 61.9.12)	47,700 (25,735)	富山 石川 福井 岐阜	白山市	白山主峰、噴泉塔群、 蛇谷峡谷
能 登 半 島 国 定 公 園	昭和 43.5.1 (昭和 57.1.12)	9,672 (8,667)	富山 石川	七尾市、輪島市、珠洲市、 羽咋市、志賀町、穴水町、 宝達志水町、中能登町、 能登町	千里浜海岸、能登金剛、猿山 岬、西保海岸、曾々木海岸、 禄剛崎、九十九湾、穴水湾、 七尾湾、七尾城跡、石動山、 別所岳
越前加賀海岸 国 定 公 園	昭和 43.5.1 (平成 5.6.29)	9,246 (1,716)	石川 福井	加賀市	片野海岸、鴨池、加佐ノ岬、 尼御前岬、柴山瀧、鹿島の 森
山中・大日山 県 立 自 然 公 園	昭和 42.10.1	2,576	石川	小松市、加賀市	鶴仙溪、古九谷窯跡、 大日山
獅子吼・手取 県 立 自 然 公 園	昭和 42.10.1 (昭和 60.5.28)	6,410	石川	金沢市、小松市、 白山市	獅子吼高原、鳥越高原、 手取峡谷
碁石ヶ峰 県 立 自 然 公 園	昭和 45.6.1	2,586	石川	羽咋市、中能登町	碁石ヶ峰、親王塚
白山一里野 県 立 自 然 公 園	昭和 48.9.1 (平成 2.4.17)	1,864	石川	白山市	一里野
医 王 山 県 立 自 然 公 園	平成 8.3.29	2,940	石川	金沢市	奥医王山、白兀山、大沼、 トンビ岩、三蛇ヶ滝
自然公園面積合計（石川県分）		52,494			

表3 自然公園区域内許可・届出等処理状況

（単位：件）

区分 公園別 年度	許 可				届 出 (通 知)				協 議				そ の 他			
	15	16	17	18	15	16	17	18	15	16	17	18	15	16	17	18
白山国立公園	29	27	25	24					10	9	14	8	3	4	5	3
能登半島国定公園	38	41	35	40	4	8	4	7			1		2	2	1	1
越前加賀海岸 国 定 公 園	10	13	13	16			4	1			2	1			1	
計	77	81	73	80	4	8	8	8	10	9	17	9	5	6	7	4

(注) 協議 国の機関等の協議 その他 公園事業の執行承認等

(2) 自然公園の公園計画見直し

自然公園の適正な保護と利用を図るため、設置者は公園計画を策定し、それに基づき、特別保護地域などにおける規制や、歩道、野営場などの利用施設の整備を行うことになっています。

公園計画は概ね5年ごとに見直しをすることになっており、平成18年度からは、環境省が白山国立公園の公園計画の見直しを行っています。

(3) 公有地化した自然景観地の適切な保護管理

県では、自然公園などの優れた自然地域の保全を図るため、昭和41年度から私有地を買収して自然景観地とする公有地化を進めています。その状況は、表4のとおりです。

また、関係市町とも協力し、自然景観地の適

切な保護管理に努めています。

(4) 自然公園施設の適正な利用と管理の推進

県民が自然とふれあい、心身のリフレッシュを図る場として、自然公園の役割はますます重要なものになっています。

県では、自然公園の健全で快適な利用のため、各種施設の整備を進めるとともに、それらの施設を拠点とした「いしかわ自然学校」のプログラムを開催するなど、利用マナーの向上や自然の保護に関する普及啓発を推進しています。

白山では、平成9年度から宿泊施設である白山室堂と南竜山荘に予約制を導入した結果、混雑が緩和されました。また、利用者の快適性と安全性を確保するため、鶴来警察署や石川県白山自動車利用適正協議会が主体となり、夏と秋の登山シーズン中の週末を中心に、マイカー等

表4 自然公園区域内市町別公有地状況（平成19年3月末現在）

(単位：ha)

		共有地(A)	県有地(B)	(A) + (B) = (C) 合計	公園面積(D)	割合% (C)/(D)
白山地区	白山市		1,308	1,308	25,735	5.1
小計			1,308	1,308	25,735	5.1
能登地区	珠洲市	10	22	32	1,142	2.8
	輪島市	38		38	2,398	1.6
	羽咋市	36		36	889	4.0
	宝達志水町	21		21	82	25.6
	志賀町	42		42	164	25.6
	七尾市		6	6	1,128	0.5
能登町	4		4	273	1.5	
小計		151	28	179	6,076	2.9
加賀地区	加賀市	13	19	32	1,716	1.9
金沢地区	金沢市	105	131	236	2,940	8.0
合計		269	1,486	1,755	36,467	4.8

(注1) 公園区域に含まれていても、公有地のない市町は省いてあります。
 (注2) 記載面積は、全て公簿面積です。

表5 自然公園利用者数（石川県分）

(単位：千人)

公園名	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
白山国立公園	664	676	532	537
能登半島国定公園	6,028	5,669	5,053	4,678
越前加賀海岸国定公園	1,006	791	837	743
県立自然公園	1,512	1,418	1,180	1,362
合計	9,210	8,554	7,602	7,320

資料：環境省「自然公園等利用者数調査」

の一般車両を市ノ瀬で止める交通規制を実施しています。

なお、ここ4年間の自然公園利用者数は、表5のとおりです。

(5) 自然公園指導員や自然解説員の活動の推進
環境省は、国立及び国定公園に自然公園指導員を37名委嘱し、県では国定及び県立自然公園に国定公園等巡視員15名を置いています。これらの指導員や巡視員は、地元関係市町とも連携をとりながら、自然公園の風致景観の保護管理や公園利用者に対する指導などの業務を行っています。

また、石川県自然解説員研究会は、県の委託を受け、白山での自然解説活動や利用指導、県内各地での自然観察会などを実施しています。

(6) ビジターセンターの活用とネットワークの充実

自然公園等を訪れる利用者に、展示や映像、パンフレットなどで情報を提供する施設として、白山国立公園の市ノ瀬ビジターセンターや中宮展示館（中宮温泉ビジターセンター）、能登半島国定公園の「のと海洋ふれあいセンター」などのほか、医王山県立自然公園や夕日寺健民自然園にもビジターセンターが設けられています。

県では、これらの施設を「いしかわ自然学校」の拠点施設として位置づけ、ネットワークを図りながら、自然観察会やガイドウォークなどのプログラムを実施しています。

3 特筆すべき自然の保護

(1) 天然記念物等の自然を対象とした文化財の指定と管理 <文化財課>

県教育委員会では、自然を対象とした文化財について、「石川県文化財保護条例」に基づき、県指定名勝として、本県のすぐれた国土美として欠くことのできないものであって、風致景観の優秀なもの、名勝地あるいは学術的価値の高いものを、また、県指定天然記念物として、学

術上貴重で、本県の自然を記念する動植物及び地質鉱物等を、それぞれ指定して、適切な保護・管理を図っています。

県文化財指定により、所有者等の現状変更等の行為には規制が行われ、減少や衰退等がみられるものについては回復のための対策がとられています。また、定期的に文化財パトロールを実施し、適切な保護・管理が行われるように努めています。

平成17年度(平成18年4月7日指定を含む)は、天然記念物6件の新指定及び1件の追加指定を行い、自然を対象とした県指定件数は、名勝1件、天然記念物46件、天然記念物及び名勝1件となります。

(2) 巨樹や地域のシンボルとなる自然景観等の保全 <自然保護課>

巨樹は、それを見る人々に畏敬の念を抱かせるだけでなく、巨樹そのものが生物の生育・生息地となるなど、貴重な自然の資産です。

県内には、樹種別で日本一の大きさを誇る「大田の大トチ」や「こもちカツラ」(ともに白山市白峰)など、数多くの巨樹があり、その多くは天然記念物に指定され、保全されています。

また、滝や溪流、海岸、奇岩、自然林などの自然景観は、地域のシンボルとして保全していく必要があります。

4 里山等の身近な自然環境の保全再生

(1) 里山保全再生協定の締結促進と認定・支援 <自然保護課>

県内の里山を保全するには、里山の大部分を占める私有地において、地域の方々や民間団体が主体的な保全活動を進めていくことが重要です。

そこで県では、平成16年4月に施行した「ふるさと環境条例」に「里山保全再生協定」の制度を盛り込みました。この制度は、里山の土地所有者と里山活動団体が締結した協定を知事が認定し、活動に必要な道具などの購入費用を助成するほか、指導者の派遣などの支援を行うも

のです。

この制度に基づく認定は、次のとおりです。

・平成16年度

団体名	春蘭の里実行委員会	滝ヶ原町鞍掛山を愛する会
活動地区	能登町	小松市
協定面積	2.3ha	1.1ha

・平成17年度

団体名	環八会	粟津温泉をよくする会
活動地区	金沢市	小松市
協定面積	1.8ha	1.2ha

・平成18年度

団体名	石川フォレストサポーター会	能登半島里山里海自然学校珠洲サポート会
活動地区	能美市	珠洲市
協定面積	0.8ha	3.5ha

(2) 地域や民間団体等による森林・里山保全活動等の推進と支援

＜自然保護課・森林管理課＞

県では、「里山保全再生協定」の制度以外に新たな森林・里山活動団体を増やし、育成していくために、チェンソーや安全管理の講習会や専門的な知識を持った指導者の派遣を行っています。また、森林の多様な働きや林業の現状について理解を深めてもらえるよう、様々な体験活動や交流活動を行っています。

(3) 里山保全ワーキングホリデイの実施

＜自然保護課＞

県では、里山保全活動を普及していくために、平成14年度から夕日寺健民自然園や奥卯辰山健民公園などの県有施設において、里山保全ワーキングホリデイを開催しています。

これは、ボランティアによる雑木林の間伐や下刈り、遊歩道づくりなどを楽しみながら行うもので、今後は、NPO・民間団体等による活動を広め、活発化させていくこととしています。

(4) 森林・里山保全活動指導者の養成

＜自然保護課・交流政策課・森林管理課＞

上記の里山保全ワーキングホリデイや民間団体が主催する森林・里山保全活動を安全に楽しく実施していくためには、里山や森林に関する知識と作業・安全管理のノウハウを有する指導者が欠かせません。

このうち「里山保全活動リーダー」は、里山保全ワーキングホリデイの参加者などに、里山の成り立ちやその保全の必要性を解説し、下刈りや間伐などの作業を指導するために養成したリーダーで、平成18年度末までの講座修了生は71名となっています。

また、森林ボランティア活動の指導的役割を担う「フォレストサポーター」の養成研修の修了生は138名となっています。

(5) 夕日寺健民自然園の整備と機能の拡充

＜自然保護課＞

夕日寺健民自然園（約77ha）は、都市近郊の里山の環境を保全し、身近な自然とのふれあいを推進する場として昭和55年から整備を始め、これまでに自然観察歩道、ふれあいセンター、芝生広場、化石の広場、トンボサンクチュアリなどを整備してきました。

また、同園は県内における里山保全活動のモデル拠点施設として位置づけられており、「いしかわ自然学校・里山のまなび舎」のプログラムである「里山保全ワーキングホリデイ」や「里山あそび塾」などが行われています。

今後、各種プログラムを拡充するとともに、里山保全に関わる団体等のネットワークと交流の場として活用していくため、白山ろくから移築した茅葺の建物や里山のくらし体験工房、ソバや野菜などを栽培する実習園などの整備を行っており、平成19年秋の供用を予定しています。

(6) 森林公園等の保健休養林・共生林の整備の促進

＜交流政策課・森林管理課＞

平成17年度は、森林公園等の保健休養林において、案内板3基、方向指標2基、誘導板2基を

設置するとともに、樹木（樹種）ラベル270枚、クイズラベル30枚を設置するとともに、県内の小学生を対象とした森林・自然体験教室が14回開催され、延べ385名の参加がありました。

また、平成17年から輪島市内の里山林14haを対象に、森林ボランティア団体が森林保全協定を締結し、自主的な森林整備活動を展開しています。

5 ビオトープの普及推進 <自然保護課>

「ビオトープ」とは、「野生生物の生息空間」を意味する造語ですが、一般的には、人為的に創る（擬似的な）生息環境という意味で使うことが多いようです。

なお、池や水辺を造成する場合がありますが、必ずしもそれだけがビオトープというわけではありません。

「いしかわ自然学校」では、学校や公民館、あるいは民間団体等が主催する自然教室や講演会に指導者や講師を派遣する事業を行っています。

その一環として、ビオトープ作りに取り組む学校などに、動植物やビオトープに関する専門家を派遣する事業を行っています。

第2節 生物多様性の確保

1 希少野生動植物の保護 <自然保護課>

(1) 希少野生動植物の生息状況等の把握

石川県は能登半島の長く複雑な海岸線や白山などの豊かな自然を有しており、多種多様な野生生物が生息しています。

しかし、近年、本県においても生物の生息環境が悪化したり、身近な動植物の姿が見られなくなったり、絶滅の危機のある生物種が増えてきていることが明らかになっています。

県では絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップした「石川県の絶滅のおそれのある野生生物 - いしかわレッドデータブック -」を作成し、広く県民に野生生物の保護を呼びかけています。レッドデータブックの掲載種数は表6のとおりです。

生物の消長や生息状況は刻々と変化するものであり、随時見直しすることが必要です。平成16年度からは、作成後10年の2010年の作成を目途に「いしかわレッドデータブック」掲載種等の現況調査や記載内容の改正等の調査を専門家に委託して実施するなど、改訂作業を実施しております。

これと並行して、メダカやトノサマガエルなど20種を選定して、広く県民から情報を収集する「いしかわレッドデータブック県民参加型調

査」を実施しています。発見した種や場所をインターネットで報告いただいております。調査結果は、改訂版のレッドデータブックにも反映させたいと考えています。

また、県内の希少な野生生物や種の多様性を保全するため、様々な自然環境ごとの生態系に着目した調査を平成10年度から実施しています。

平成16年度からは2カ年で、湖沼や大きな河川、海岸などの水域を対象とした生態系の保全のための調査を実施しました。

なお、これまで、森林（H10～12）、里山（H13～15）、湿地・海浜（H16～18）について調査を実施し、報告書を作成しています。

(2) 希少野生動植物の保全対策

県ではレッドデータブックの作成等、希少野生動植物の資料の作成や普及啓発に努めてきたところですが、法令等による保護対策が不十分でした。そこで、「ふるさと環境条例」に希少種保護の規定を盛り込みました。この条例に基づき、指定希少野生動植物種を指定することにより、その種の捕獲、採取、殺傷、損傷は原則禁止となり、採取等の抑制ができるようになりました。

平成16年度には、トミヨ（淡水魚類）、イカリモンハンミョウ（昆虫類）、シャープゲンゴロウモドキ（昆虫類）、ウミドリ（植物）の4

表6 「いしかわレッドデータブック」の掲載種数 (平成12年3月)

区分	絶滅	絶滅のおそれのある種			左の代表的な掲載種	準絶滅 危 惧	情 報 不 足	合 計	地 域 個 体 群
		絶滅危 惧Ⅰ類	絶滅危 惧Ⅱ類	小 計					
植 物 []	9	139	234	(373)	オキナグサ、サギソウ、キキョウ	235	35	652	2
哺 乳 類	2	-	5	(5)	アズミトガリネズミ、ヤマコウモリ	8	2	17	-
鳥 類	2	13	18	(31)	イヌワシ、オオタカ、コアジサシ	23	2	58	3
両 生 爬 虫 類	-	1	1	(2)	ホクリクサンショウウオ	2	1	5	-
淡 水 魚 類	-	2	2	(4)	トミヨ、シラウオ	4	-	8	2
昆 虫 類	-	28	14	(42)	タガメ、イカリモンハンミョウ	49	-	91	1
浅 海 域 の 生 物	-	-	2	(2)	ヒジキ、マルバアサクサノリ	15	12	29	8
そ の 他 の 動 物	-	-	1	(1)	イソコモリグモ	3	-	4	-
動 物 小 計	4	44	43	(87)		104	17	212	14
合 計	13	183	277	(460)		339	52	864	16

[] その他植物群落（ランクを定めず）として126群落を選定

種を、県指定希少野生動植物種に指定し、平成17年5月1日より施行しました。

平成17年度には、チュウヒ（鳥類）、ホトケドジョウ（淡水魚類）、マルコガタノゲンゴロウ（昆虫類）、オキナグサ（植物）、エチゼンダイモンジソウ（植物）の5種を、県指定希少野生動植物種に指定し、平成18年5月1日より施行しました。

今後もいしかわレッドデータブック掲載種を中心に検討を進め、特に必要性、緊急性の高い希少な野生動植物種の指定を推進し、その保護を図っていきます。

また、市町が実施する希少野生動植物の保護対策事業に対し助成しています。平成18年度は、珠洲市におけるシャープゲンゴロウモドキやマルコガタノゲンゴロウの保護対策として、ブラックバスを駆除するためのため池の水抜き改良工事に対し助成をしました。

さらに、平成17年1月に県内での生息が確認された国内希少野生動植物種であるアベサンショウオについては、環境省から保護増殖事業の委託を受け、分布、生息状況の調査を実施しました。

2 外来種対策 <自然保護課・水産課>

外来生物とは、もともとその地域にいなかったのに人間活動によって他地域から入ってきた生物のことを指します。

外来生物が引き起こす悪影響としては、もともとその地域にいた生物を食べたり、近縁の在来生物と交雑し雑種を作るなど、日本固有の生態系への影響、農林水産物を食べたり、畑を踏み荒らすなどの農林水産業への影響、人の生命・身体への影響などがあります。

県では、「ふるさと環境条例」で、生態系に悪影響を及ぼす外来種については、野外への放

県指定希少野生動植物種（9種）



トミヨ



イカリモンハンミョウ



シャープゲンゴロウモドキ



ウミミドリ



チュウヒ



ホトケドジョウ



マルコガタノゲンゴロウ

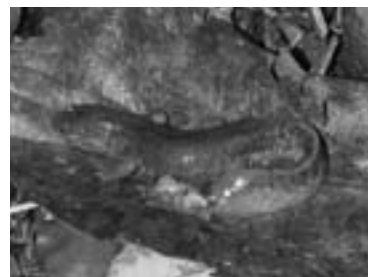


オキナグサ



エチゼンダイモンジソウ

国指定国内希少野生動植物種



アベサンショウオ

出を禁止する規定を盛り込んでおり、外来種問題について県のホームページを通じて発信するなど、普及啓発を推進しています。

国では、外来生物法に基づき生態系等に被害を及ぼす動植物80種を特定外来生物として指定し、飼育や栽培、運搬、譲渡、野外へ放つこと等を規制しています。

このうち、県内では、オオクチバス等の魚類3種、アライグマ、ウシガエル及びアレチウリ等の植物3種の計8種の生息・生育が確認されています。

国の取り組みとしては、加賀市片野鴨池においてオオクチバス等の防除作業の実施など「オオクチバス等防除モデル事業」が実施されています。

また、県では、外来魚の効率的な駆除方法の開発を目的として、内川ダム及び柴山潟において、人工産卵床によるブラックバス等の稚魚及び親魚の駆除の実験を実施しており、このうちコクチバスについては時期に適した駆除方法のモデルを作成しました。

第3節 野生鳥獣の保護管理の推進

1 野生鳥獣の保護管理の推進 < 自然保護課 >

(1) 鳥獣保護事業計画 < 自然保護課 >

野生鳥獣を保護し、繁殖を図るには、長期間にわたって計画性をもった鳥獣保護施策を推進していくことが大切であり、このため、県では、5年を期とする鳥獣保護事業計画を立てています。平成19年3月には第10次鳥獣保護事業計画（H19～23）を策定し、雁の池（珠洲市）と小舞子海岸（白山市）の2箇所鳥獣保護区の新規指定やイノシシの特定鳥獣保護管理計画を新たに策定することなどを盛り込みました。

(2) 鳥獣保護区 < 自然保護課 >

野生鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素であり、人間の豊かな生活環境を形成するために不可欠です。

こうした野生鳥獣の持っている様々な特性が近年の自然保護思想の高まりの中で認識され、その保護への関心が高まっています。

石川県では、鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥

獣保護区の指定を行っています。

その指定面積は、55,390ha（平成19年3月末現在）であり、県土面積418,537haの13.2%となっており、全国平均を大きく上回っています。

鳥獣保護区の指定目的には、森林鳥獣生息地、大規模生息地、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地、生息地回廊、身近な鳥獣生息地の7種類があり、県内では指定目的別に現在49カ所が指定されています。（表7、表8、図2）

(3) 特定鳥獣保護管理計画の推進

< 自然保護課 >

ア 特定鳥獣保護管理計画の策定

近年、一部の野生鳥獣が地域的に増加し、農林業被害や自然生態系の悪化等の問題が発生しています。

特に、平成16年度及び平成18年度に発生したツキノワグマ（以下クマ）の大量出没や、小松市から白山麓にかけての山間部植林地のクマによるスギの皮剥ぎ被害、或いは白山麓におけるニホンザル（以下サル）による農作物被害などは深刻な問題となっています。

このため、地域個体群を適正に維持するとと

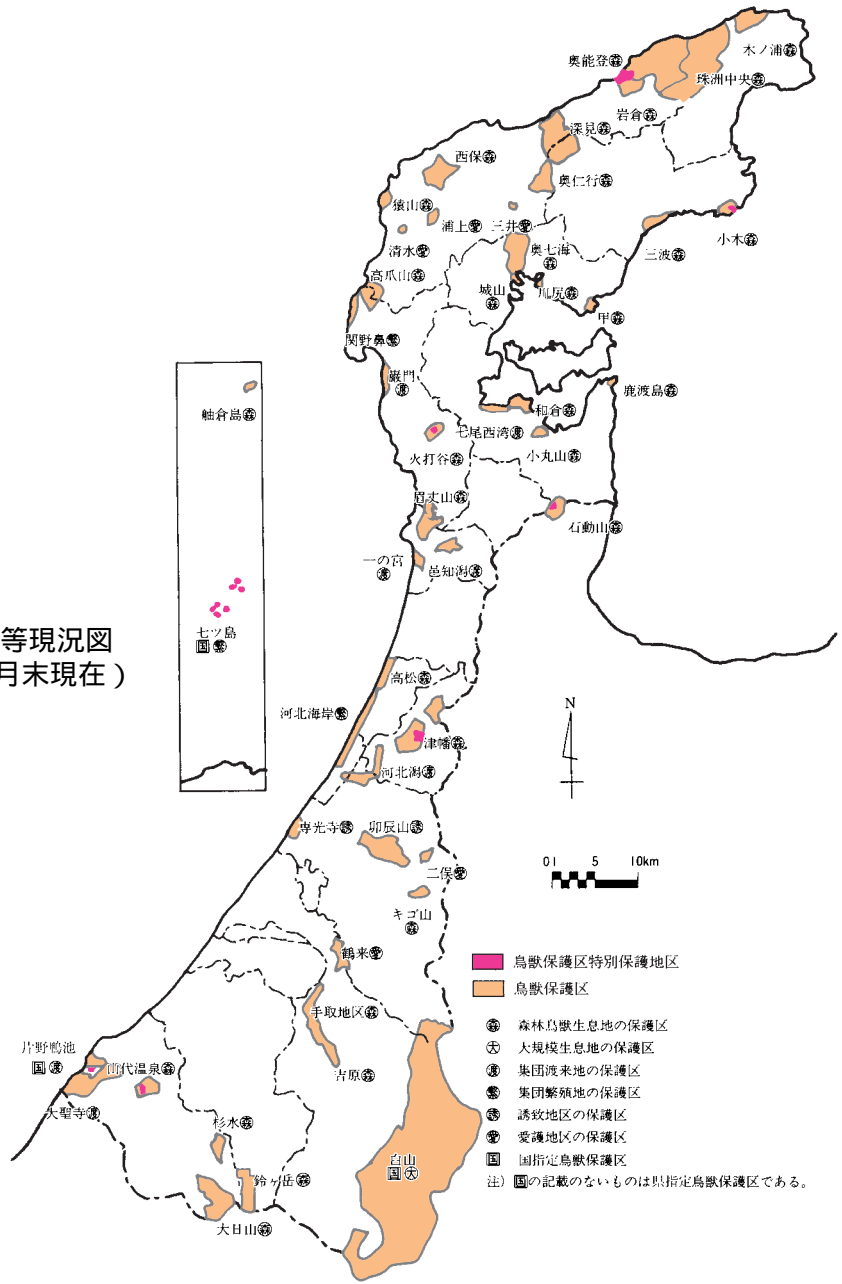
表7 鳥獣保護区等の指定状況の推移

区分	昭和45年度		昭和60年度		平成18年度	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
鳥獣保護区	29	27,417	47	49,096	49	55,390
銃猟禁止区域	8	6,168	36	18,024	64	21,616
休 猟 区	37	39,902	25	41,693	22	39,556

表8 鳥獣保護区指定目的別状況（平成19年3月末現在）

指 定 目 的 別	国指定鳥獣保護区		県指定鳥獣保護区		合 計	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
森林鳥獣生息地の保護区	-	-	31	23,553	31	23,553
大規模生息地の保護区	1	25,958	-	-	1	25,958
集団渡来地の保護区	1	10	6	3,359	7	3,369
集団繁殖地の保護区	1	24	2	292	3	316
希少鳥獣生息地の保護区	-	-	-	-	-	-
生息地回廊の保護区	-	-	-	-	-	-
身近な鳥獣生息地の保護区	-	-	7	2,194	7	2,194
合 計	3	25,992	46	29,398	49	55,390

図2 鳥獣保護区と指定等現況図
(平成19年3月末現在)



鳥獣保護区の指定面積と県土面積に占める構成比

(上段：ha、下段：%)

	県土面積	鳥獣保護区
石川県	418,537	55,390 (13.2%)
富山県	424,700	106,865 (25.2%)
福井県	418,922	30,681 (7.3%)
全国	37,790,697	3,640,383 (9.6%)

もに、農林業及び生活に対する被害の防止を図ることを目的に、平成13年度にサル及びクマの特定鳥獣保護管理計画（H14～18）を策定し、その保護管理を行ってきており、平成18年度には第2期の計画（H19～23）を策定しました。

クマの計画では、計画の範囲を七尾市以南に拡大するとともに、保護地域、緩衝地域、排除地域に区分し保護管理を行うことや、年間捕獲数を推定生息数の10%以内とする計画としてい

ますが、平成19年度に環境省から「白山・奥美濃地域ツキノワグマ広域保護管理指針」が示される予定となっており、これを受けて抜本的改正を行う予定としています。

また、サルの計画では、群れごとに、加害レベルに応じた保護管理を行うこととしており、特に、一年を通じて集落の農地周辺を主な行動範囲とする集落依存型の群れに対しては、除去する方針としています。

なお、イノシシによる被害が増加していることから、平成20年度にはイノシシの特定鳥獣保護管理計画を策定する予定としています。

イ モニタリング調査等

クマについては、できる限り正確な生息数を把握するため、平成17年度から目視による生息数調査を実施していますが、平成18年度はこれに加え、これまでクマの生息拡大が予想されていた里山地域での生息状況を明らかにするため、クマの毛によるDNA判定により個体識別を行うヘアトラップ調査を開始し、より正確な生息状況の把握に努めています。ヘアトラップ調査については、平成19年度も引き続き実施することとしています。

2 野生鳥獣による農林水産業被害等の防止

(1) 有害鳥獣捕獲

＜自然保護課・森林管理課・農畜産課＞

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で、「鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等」をする場合、環境大臣又は都道府県知事あるいは市町長（市町長に権限が委譲されているもの）の許可を受けなければならないこととなっています。

平成18年度の有害鳥獣捕獲許可による鳥獣の捕獲数は、表9の通りとなっています。

適正な有害鳥獣捕獲管理の推進

鳥獣による農林業や生活に対する被害は件

数、量とも増加すると共に、外来生物の侵入により多様化が進んでおり、許可事務もこれらの被害の多様化に対応した、処理が求められています。

近年増加しているイノシシに対しては、被害防除の一環として、有害獣捕獲に適した大口径ライフルの射撃技術の習熟のため研修事業を石川県猟友会に委託して実施しています。

被害実態の把握と防止技術の調査研究

農林業についての被害実態は、市町を通じて資料の収集に努めており、本県における平成17年度の野生鳥獣による農林業被害は、被害面積約409ha、被害金額で約128百万円です。

県としては、農林業者等が自ら取り組む防護柵、電気柵、捕獲檻等のモデル的な設置に対する支援や各市町、関係部局及び関係団体と連携した被害防止対策の啓発を行っています。

(2) 被害防止 ＜森林管理課・農畜産課＞

県では、クマによる森林の皮剥被害が増加傾向にあることから、その防止対策として、平成17年度には14haのスギ人工林でのネット巻き事業に助成しています。

さらに、ボランティアによる鳥獣害防止対策を推進しており、小松市など県内3カ所で7月から8月にかけて、約100人の参加を得たネット巻きが実施されました。

農作物の被害防止対策の支援としては、電気柵や捕獲檻のモデル実証や地区協議会への助言、情報提供を通じて被害防止技術の普及に努

表9 有害鳥獣捕獲実績

(平成19年3月末現在)

A. 鳥類 (単位:羽)										
許可証交付数	捕獲数計	カラス	カルガモ	ドバト	トビ	カモ類	キジ	ヒバリ	キジバト	アオサギ
107	3,984	3,673	54	32	2	189	17	5	11	1

B. 獣類 (単位:頭)					
許可証交付数	捕獲数計	イノシシ	タヌキ	ハクビシン	アナグマ
16	173	158	8	4	3

C. 鳥類の卵 (単位:個)		
許可証交付数	採取数計	カラス
43	1,674	1,674

めるとともに、それぞれの地域で鳥獣害対策を持続して実施していくことが重要であることから、今後とも、現地関係者による主体的な取り組みに対し支援していきます。

3 狩猟の適正化 < 自然保護課 >

狩猟をするためには、都道府県知事の実施する狩猟免許試験を受け、狩猟免許を取得するとともに、狩猟をしようとする場所を管轄する都道府県知事の狩猟者登録を受けて、法律で定められている鳥獣だけを狩猟期間中（本県の場合は毎年11月15日から翌年2月15日まで）に限り行うことができることになっています。平成18年度は狩猟免許試験を1回、狩猟免許更新講習会を12回実施しましたがその内訳は表10のとおりです。

また、狩猟者登録証の交付状況は表11のとおりです。

表10 平成18年度狩猟免許試験等の実施状況

免許の区分	免許試験合格者	免許更新者	免状交付件数
網・わな猟	19人	107人	205
第一種銃猟	12	529	691
第二種銃猟	1	10	17
計	32	646	913

表11 平成18年度狩猟者登録証交付状況

(平成18年2月15日現在)

区分	県内者	県外者	計
網・わな猟	131件	2件	133件
第一種銃猟	599	79	678
第二種銃猟	20	3	23
計	750件	84件	834件

第4節 自然とのふれあいの推進

1 「いしかわ自然学校」の推進・充実

「いしかわ自然学校」は、本県の多彩な自然を活かした深く楽しい自然体験をとおして、自然から学び、自然を大切に思い行動する人を育てることを目的としています。言い換えれば、「自然体験をとおした環境教育」を行う事業ということになります。

「いしかわ自然学校」の自然体験プログラムは、環境安全部だけでなく、教育委員会や農林水産部・土木部・観光交流局などの各部局が横断的に実施しています。しかし、「いしかわ自然学校」の最大の特徴は、民間団体や事業者等が連携・協働し、県内各地で特色ある自然体験プログラムを実施する広域・パートナーシップ型の自然学校であることです。

「いしかわ自然学校」は、平成13年度に本格開校し、これまでインストラクタースクールの開校やプログラムの拡充を行ってきました。

平成18年度の事業一覧は表12のとおりで、290のプログラムに約2万5千人の参加者がありました。

(1) いしかわ自然学校の推進・運営体制

< 自然保護課 >

運営体制の構築

「いしかわ自然学校」は、民・学・官の連携・協働による運営を行っていることから、事務局を「いしかわ環境パートナーシップ県民会議」に置くとともに、さまざまなプログラム実施者からなる運営協議会を開催し、推進方策やプログラムの検討を行っています。

「いしかわ自然学校まつり」の開催

「いしかわ自然学校」を広く県民に周知し、併せてさまざまなプログラム実施主体の連携を強めていくため、平成16年度から「いしかわ自然学校まつり」を夕日寺健民自然園で開催しています。

平成18年度は、自然体験プログラム（ツリークライミングほか）の実施や関係団体等の展示、地元産品の即売、夕日寺健民自然園で採れたソバを使った手打ちそばの提供などを行い、約1,300名の参加者がありました。

いしかわ自然学校

エコロジーキャンプ

ふるさとの豊かな自然や文化を楽しく体験します

- スノーケリングと海鮮料理
- 白山での山岳スキー
- 夜の昆虫採集
- 大人向けのガイドトレッキングや環境保全活動 など

特色あるテーマに沿って、深く自然を体験し、交流をはかる民間団体・事業者等主催の宿泊型（有料）プログラム

自然のまなび舎

山・海・森・里...多彩なフィールドで気軽に学習します

- 白山の自然をまるごと体験する
- 「山のまなび舎」
- 海の自然をより深く体験する
- 「海のまなび舎」
- 身近な自然にふれる
- 「里山のまなび舎」 など

県内の自然ふれあい施設を拠点とした自然観察会や自然教室、里山保全ワーキングホリデーなど、主に日帰型（無料）のプログラム

子ども自然学校

自然の中で子どもたちの心と体を育みます

- 山で 登山、溪流探検、山菜取り
- 海で カヌー、スノーケリング
- 森で 森の家づくり、昆虫採集
- 農地で 農作業体験 など

県立青年の家や少年自然の家などが行う個人参加型と学校団体活動型の「いしかわ子ども自然学校」、「いしかわ森とたんぼの学校」など

指導者養成セミナー

「いしかわ自然学校」を企画・実施する指導者を養成します

- インストラクタースクール
- 「インタープリターセミナー」
- 「インストラクター養成課程」
- こども自然学校野外活動ボランティア養成セミナー
- 里山保全活動リーダー養成講座
- スノーケリング指導者研修会 など

いしかわ自然学校で活躍する企画者や指導者を養成するセミナー

表12 平成18年度 いしかわ自然学校事業一覧

区分	事業名	事業の概要
推進体制	事務局の設置 運営協議会の開催	連絡調整、広報、推進方策の検討等 事務局：県民エコステーション内
	イメージアップ事業	いしかわ自然学校まつりの開催、環境フェア、 子ども未来の城への出展等
	リーディングプログラム事業	エコロジーキャンプへのゲスト講師、インタープリター等の派遣
	指導者派遣事業	指導者派遣型自然学校
子ども 自然学校	いしかわ子ども自然学校	少年自然の家等における個人公募型および学校団体受入型の自然体験プログラム ・オールシーズンチャレンジ ・サマーチャレンジ ・ファミリーチャレンジ ・団体活動型実践推進校
	いしかわ森と田んぼの学校	森や田んぼを遊びと学びの場とする農林作業体験学習
拠点施設型	里山のまなび舎	夕日寺健民自然園、奥卯辰山健民公園、森林公園等での県民による里山保全活動など
	山のまなび舎	白山まるごと体験教室など（白山自然保護センター）
	海のまなび舎	スノーケリング・観察会等（のと海洋ふれあいセンター）
	自然解説事業	白山や県下各地での自然観察会
	森のまなび舎	健康の森、森林公園、県民の森での子ども向け宿泊型森林体験教室
	自然と生態のまなび舎	自然と人との関わりを感じ取るエコ体験教室（いしかわ動物園）
	水辺のまなび舎	白山砂防科学館、木場潟での水生生物、ピオパーク管理作業体験等
	広坂子ども教室	クラフトやネイチャーゲームなどの定期的な教室
エコツーリズム型	エコロジーキャンプ	特色あるテーマによる深い自然体験を行う宿泊・有料プログラム
指導者養成	インストラクタースクールの開校（インタープリターセミナー・インストラクター養成課程）	
	青少年野外活動リーダー養成セミナー	
	スノーケリング指導者研修会	
	里山保全活動リーダー等の指導者養成講座	

(2) 指導者の養成

＜自然保護課・農地企画課・生涯学習課＞
インストラクタースクール等指導者養成事業の充実

安全で楽しい自然体験プログラムを実施するためには、指導者が最も重要であることから、「いしかわ自然学校」では指導者養成に力を入れ、平成12年度からインタープリター（自然と人との橋渡し役・案内人）セミナーや企画者養成セミナーなどを開催してきました。

平成15年度からは、これらのセミナーを拡充した「インストラクタースクール」を開校し、魅力あるプログラムの企画から実施、評価までをできる指導者の養成に努めています。

平成18年度までのインストラクター課程修了者は、73名となっています。

また、農林業・農山村を題材とした体験型の環境教育を実践する指導者の養成を図るため、水土里のインストラクター養成研修や学校教員等農林業技術研修を実施し、農林業に対する理解の促進と体験学習手法の普及を目的とした研修を実施しています。

小学校教員のインタープリターの養成

県では、自然体験活動の基礎的な能力を養い、「いしかわ子ども自然学校」をはじめ、自然体験活動等のプログラムを各学校独自で作成することができる教員を養成するため、平成15年度から5年計画で、毎年、県内小学校50名の教員をインタープリターセミナーに派遣しています。

指導者の派遣・支援

「いしかわ自然学校」では、企画・募集型のプログラムだけでなく、学校や公民館などが主催する自然教室などに専門講師を派遣する事業も実施しています。また、養成したインストラクターなどの指導者を派遣することにより、民間プログラムの質の向上を図るとともに、指導者に活動の場を提供しています。

(3) 「いしかわ自然学校」プログラム

「いしかわ自然学校」のプログラムは、その実施形態などから、次の3つに大きく分けられます。

今後、より魅力的なプログラムを増やしていくために、「エコロジーキャンプ」を拡充することとしています。

自然のまなび舎（拠点施設型）

＜自然保護課＞

県の自然関係施設を拠点として行われる、主に日帰り・無料型のプログラムを「自然のまなび舎」と呼んでいます。＜里山＞では「里山保全ワーキングホリデー」や「里山あそび塾」（夕日寺健民自然園等）、＜山＞では「ブナ原生林トレッキング」や「かんじきハイク」（白山自然保護センター関係施設等）、＜海＞では「体験スノーケリング」や「磯の自然観察会」（のと海洋ふれあいセンター等）などのプログラムがあります。

子ども自然学校

ア いしかわ子ども自然学校 ＜生涯学習課＞

大自然の摂理を体験的に学ぶ中で、自然保護の大切さや思いやりの心を育ませたり、自然の材料を素材にして先人の生活の工夫を学ばせるなどを目的として、青少年教育施設を中心に、子どもたちの体験活動プログラムを実施しています。

イ いしかわ森と田んぼの学校 ＜農地企画課＞

農林業や農作物への理解促進と環境に対する豊かな感性を持つ子どもを育てていくために、田んぼ、水路、ため池、森林などを遊びと学びの場とし、農林業・農山村が持つ多面的な機能を活用した体験型の環境教育を実施するもので、県内小学校を対象に平成12年度から実施しています。

エコロジーキャンプ（エコツーリズム型）

＜自然保護課＞

主に民間の団体や旅行業・旅館業を営む事業者が主催する宿泊・有料型のプログラムを「エ

コロジーカーンプ」と呼んでいます。白山の高山植物や食文化、無人島キャンプなど特色あるテーマにそって自然をより深く体験し、楽しむための多彩なプログラムがあります。

2 自然公園施設の整備・充実と適正な利用の促進 <自然保護課>

(1) 自然公園施設の整備・充実

自然公園内の利用施設は、利用計画に基づき、自然を守りつつ、安全で快適に利用できるように整備を進めています。

平成19年3月末現在の自然公園内の利用施設については、資料編「自然公園施設一覧」に掲載してあります。

自然公園施設の整備・促進

ア 白山国立公園

昭和37年の国立公園昇格以来、ビジターセンターや宿泊施設、登山道、避難小屋、トイレ等の整備を行ってきました。しかし、高山帯の過酷な気象により、近年、施設の老朽化が進行してきたため、毎年、改修工事を実施し、利用者の安全と快適性の確保に努めています。

平成7年度から14年度にかけて実施した「白山国立公園核心地域総合整備事業（通称「緑のダイヤモンド計画」）」により、室堂や南竜ヶ馬場、市ノ瀬のビジターセンターの改修、白山国立公園センターの新築をはじめ、白山禅定道などの登山道の整備や植生の保護復元工事が行われました。

平成15年度及び平成16年度には、「百名山のふるさと白山整備事業」として、個々の登山道の自然環境や利用面での特性などを把握し、保護と適正利用が両立できる整備レベルを見極めながら、登山道、避難小屋等の改修に取り組みました。

なお、平成17年度から、主要施設の整備は環境省の直轄事業となり、県が施行委任を受けて工事を実施しています。平成18年度は、岩屋俣谷園地の整備や南竜道、加賀禅定道などにおける植生復元のための歩道改修・木道の設置など

を行いました。

イ 能登半島国立公園

近年のオートキャンプ場への需要の高まりに対応するため、能登千里浜休暇村及び木ノ浦健民休暇村に引き続き、輪島エコロジーキャンプ場（輪島市西保地区）を整備し、平成9年度から供用しています。

ウ 越前加賀海岸国立公園

越前加賀海岸国立公園では、これまで加佐ノ岬、片野、塩屋、鹿島の森等の自然歩道整備や園地整備等を実施しています。

エ 県立自然公園

平成8年3月に5つめの県立自然公園として指定した医王山県立自然公園は、都市部に近く、多くの利用者がいます。指定後に実施した「大池平国民休養地整備事業」により、ビジターセンターや休憩舎、登山道などが整備されました。

また、貴重な植物を保護するため、採取を禁止する植物を指定し、平成11年度から施行しています。

民間団体等への登山道管理委託等の促進

登山道や避難小屋等の施設は、山岳地の厳しい気象条件などにより、損傷が激しく、また、その維持補修には多くの労力と費用を要します。

県ではこれまで、地元自治体などに管理を委託することが一般的でしたが、その山に精通した山岳会や地元団体などに委託する方が、的確できめ細かな対応ができることから、近年、このような民間団体等への委託を推進することとしています。平成18年度は、白山と医王山において5団体に委託しました。

3 身近な自然とのふれあいの場の充実

(1) 「いしかわ自然学校」拠点施設の充実

<自然保護課・生涯学習課>

白山自然保護センター（昭和48年4月設置）では、白山地域における自然環境の保護管理にあたるとともに、自然・人文諸現象に関する調査研究や自然保護思想の普及啓発を一体としたユニークな事業を展開しています。

また、「いしかわ子ども自然学校」として、県立青年の家、少年自然の家をはじめ、国、市町などの施設の協賛のもと、「いしかわ子ども自然学校」拠点施設の拡充に努めています。

(2) 森林公園等の保健休養林施設の整備促進

＜交流政策課＞

保健休養林施設の保全活動拠点としての機能強化のため、平成17年度には、次の事業を実施しました。

- ・老朽化したトイレを取壊し、新設トイレを1棟建築しました。
- ・フィールドアスレチック40施設のうち、地際等の腐食の著しい3施設の更新を行いました。
- ・遊覧用ボート16隻のうち、5隻について補修・再塗装を行いました。
- ・電気施設のないバンガロー6棟に照明施設及びコンセントの設置を行いました。
- ・集成材で造られた上路式アーチ車道橋としては、我が国で最も古い近代木橋である「かじか橋」（延長：22.7m）の改修工事を行いました。

(3) 自然史資料館の整備促進 ＜生涯学習課＞

県では、人と自然の調和のとれた発展と豊かな自然の次世代への継承を図る生涯学習の場として、ふるさと石川の自然史資料の収集・保管・研究及び県内自然史系施設等のネットワーク化を図るため、自然史資料館の整備をすすめました。

平成18年度には、「教育普及棟」及び「研究収蔵棟」の2棟を開館し、教育普及棟では、教育普及プログラムや企画の展示等を行い、研究収蔵棟では、標本の調査・整理・保管を行うこととしております。

4 温泉資源の保護と適正な利用の推進

＜自然保護課＞

石川県には1,200年を超える古い歴史をもつ温泉があります。加賀の山中、山代、粟津や能登の和倉などの温泉は、いずれも自然に地表に湧き出していた源泉を利用したものです。

源泉数は318カ所（平成18年3月末現在）あり、数では全国的にみて中位に位置します。

泉質は塩化物泉が多く、次いで硫酸塩泉、炭酸水素塩泉の順になっています。

本県の温泉の特徴は、他県に比較して自噴泉の割合が少ないこと及び泉温が42 以上の高温泉の割合が少ないことなどがあげられます。そのため本県では、過度の揚湯による枯湯等の現象を未然に防止し、温泉の効率的な利用に努めています。

(1) 温泉の保全

温泉の掘削やゆう出量の増大を目的とする温泉の増掘又はポンプ等動力の設置を行う場合には知事の許可が必要で、県ではこれらの許可に際し、源泉の密集化の防止や適正揚湯量による揚湯の遵守について厳しく指導、監視を行っています。温泉掘削等の許可件数は表13のとおりです。

また、環境審議会に専門の学識経験者等からなる温泉部会を設置し、温泉の保全を自然環境の保全として位置付け、同部会における様々な提言や意見をもとに、温泉保護行政の推進に努めています。

(2) 温泉の利用

ア 温泉利用の安全確保

温泉には、様々な効能がありますが、反面、利用方法によっては人体に害を与える場合もあ

表13 温泉掘削等許可件数 （単位：件）

区分 \ 年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
掘削	9	8	5	2	9	7	6	4	14	2	11
増掘	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
動力装置	7	6	5	4	5	2	6	6	4	6	8

ります。温泉法では、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合には知事の許可を必要とし、温泉利用の安全を確保しています。

本県では、温泉利用施設の所在地を所轄する保健所長にその許可の権限を委任しており、様々な公衆衛生上の検査を実施したうえで許否を判断しています。平成17年度の温泉の利用状況は表14のとおりです。

イ 公共的利用の増進

温泉が本来有する保健休養のための機能を十分果たしうる健全な温泉地の育成を目的に、国民保養温泉地が指定されています。

本県では、昭和36年4月に岩間、中宮、手取の各温泉が白山温泉郷として国民保養温泉地の指定を受けましたが、さらに平成6年8月に尾口村（現白山市）一里野地区の追加指定を受けました。これ以降、現在までのところ新たな指定はありません。

表14 温泉の利用状況等 (平成18年3月末現在)

源泉 総数 (A+B)	利用源泉数 A		未利用源泉数 B		温度別源泉数 (Aの内訳)				ゆわ出量 ℓ/分 (Aの内訳)		宿泊 施設 数	収 容 定 員	年度延 宿泊 利用 人員	温泉 利用 の公衆 浴場 数
	自 噴	動 力	自 噴	動 力	25 度未 満	25 度以 上	42 度以 上	水蒸 気ガ ス	自 噴	動 力				
318	21	174	13	110	27	97	71	0	1,860	30,886	239	34,193	3,774,115	105